

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 政府所有米穀の販売等業務

農林水産省による政府所有米穀の販売等業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、民間競争入札を実施することとされている。

当該業務に係る民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 実施要項見直しの主なポイント

従前は、販売手数料（単価）のみを競争の対象としていたが、今回については、販売手数料単価に外国産米穀販売予定数量（20万トン）を乗じた価格に加え、保管経費単価に国内産保管予定数量（20万トン / 3）と保管期数を乗じた価格の総額により競争を実施。

また、物品管理手数料単価については、販売手数料単価と同額を適用することにより競争原理を導入する。

### 2. 業務の実施方法について

#### （1）外国産米穀の年間販売計画に関する事項

##### 【論点】

外国産米穀の年間販売計画については、農林水産省が行う政策的判断を踏まえ、受託事業者が作成する必要があることを明示すべきではないか。

##### 【対応】

農林水産省生産局長が年間販売予定数量を別途提示し、受託事業者は、それに即した計画を作成する必要がある旨を明記（資料 1 - 2 業務仕様書 5 項 通し番号 30 頁）。

#### （2）外国産米穀の販売（見積合せの実施）に関する事項

##### 【論点】

外国産米穀の販売にあたって見積合せを実施する際には、農林水産省が適切に関与することを明記する必要があるのではないか。

##### 【対応】

受託事業者が見積合せを実施する場合は、政府所有米麦情報管理システムを利用する、又は農林水産省職員の立ち会いの下、実施する旨を明記（資料 1 - 2 業務仕様書 6 項 通し番号 31 頁）。

### 3 . 今後の検討課題について

#### 【論点】

#### ( 1 ) 落札者決定に当たっての方法

今回、販売手数料に加え、新たに保管経費を競争対象としたが、引き続き、運送経費を競争対象とすることについて検討を行う必要がある(資料 1 - 2 実施要項(案) 7 ~ 8 項 通し番号 9 ~ 10 頁)。

#### ( 2 ) 再委託等に関する考え方

市場の状況を踏まえた適正な再委託の割合の検討を行う必要がある(資料 1 - 2 実施要項(案) 2 ~ 3 項 通し番号 4 ~ 5 頁)。

#### 【対応】

今回の実施状況等を踏まえ、引き続き、次期事業に向けて検討を行う。

### 4 . 意見募集(パブリックコメント)の結果について

平成 26 年 2 月 14 日から 2 月 27 日まで意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは農林水産省に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以 上